

指名停止措置の公表

1. 指名停止措置業者名及び所在地

商号及び名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地
水道機工株式会社	代表取締役 古川徹	東京都世田谷区桜丘5-48-16

2. 指名停止措置期間

開始日	終了日
令和5年3月10日	令和5年6月9日 (3月)

3. 指名停止措置理由

建設業法の規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置し、並びに、主任技術者等として工事現場に配置していた。また、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。このことにより、令和5年2月10日に、関東地方整備局から指示処分及び営業停止処分を受けたため

南国市建設工事指名停止措置要綱第1条規定の別表第2の第20号(建設業法違反行為)に該当